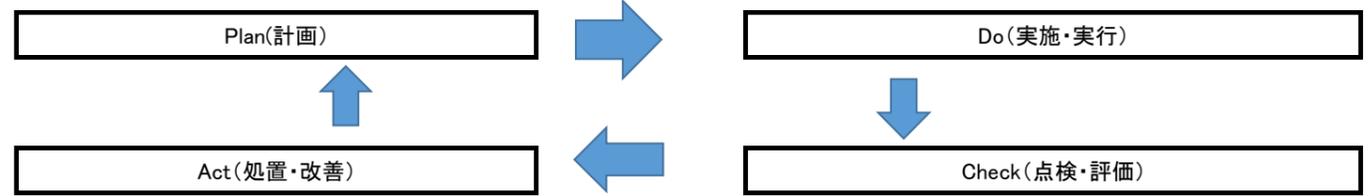


第4次東御市障がい者計画 令和5年度 PDCA評価

(令和5年6月30日現在)

資料1



1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・実施

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
1章1節 福祉サービスの充実					
1. 障がい者・児の福祉サービスの充実	(1) 障がい福祉サービスの提供体制の充実及び質の向上	18	2	事業所や行政、関係者が定期的に支援会議を行い、利用者の要望に沿ってサービス提供を行えるよう努めている。東御市民間介護・福祉事業所連絡会にて情報交換等の機会を設けている。障がい福祉サービスに特化した情報交換の機会が少ない現状がある。居宅介護については利用希望に比べて事業所数が少ない現状が継続しているため、サービスの受け入れは利用者のニーズに合わせ、圏域及び広域で調整を実施している。	今後も、関係機関との情報交換・意見交換等を通じて質の高いサービスを提供できるよう努める。また、グループホーム開設や短期入所の受け入れ施設の拡充及び居宅介護支援事業所のサービス提供体制については、事業所へ情報提供し、整備や受け入れ強化等について継続して働きかけを行っていく。
	(2) 障がい福祉サービスの整備・拡充		2		
	(3) 事業所間の連携体制の強化		3		
	(4) グループホーム開設の促進や短期入所の受け入れ施設の拡充		2		
2. 相談支援体制・情報提供の充実	(1) 相談支援事業所や相談支援専門員の質及び数の充実	18	2	市内相談支援事業所数は令和4年度末現在6か所だが、1か所が休止を延長したため実稼働事業所は5か所となっている。相談支援専門員数は9名である。児童の相談支援事業所は少ない現状である。窓口相談時には福祉のしおり等を活用し、個人に合わせて福祉サービス等に関する情報提供を実施している。市報やホームページ等にも随時情報を掲載している。	相談支援専門員の質の向上については、圏域において「OJT体制整備事業」を実施し、事例を通してスキルアップを図っているため、今後も継続していく。指定特定及び一般相談支援事業所の設置については引き続き、必要に応じて設置を促進していく。福祉のしおりの配布、ホームページやLINEによる情報発信、障がい福祉サービスの説明希望者へ個別に対応する等、必要な方への情報発信に一層努める。
	(2) 指定一般相談支援事業所の設置促進		2		
	(3) 気軽に相談できる相談窓口づくり、専門的知識を有する職員の配置		3		
	(4) 障がい福祉に関する情報提供の充実		3		
1章2節 移動支援対策の推進					
1. 移動支援の充実	(1) 福祉有償運送サービスの周知、促進	19	3	個別相談時や手帳交付時に移動支援サービスの内容について説明している。福祉有償運送は実施事業所が3か所あるが新規受け入れが難しい状況である。東御市公共交通活性化協議会において先進事例の研究や信州大学との共催でワーキンググループ実施、令和5年3月に東御市地域公共交通計画を策定。また東御市地域公共交通会議において、関係機関・関係部署で連携し、先進事例の研究や、今後の東御市の公共交通の在り方について検討をすすめている。	引き続き個別相談時及び手帳交付時等において移動支援サービスの周知について継続していく。また障がい者に対する移動支援サービス提供事業所の設置・増強について、事業所に対して働きかけを行っていく。これからの地域公共交通の在り方について、引き続き地域公共交通会議を中心に関係機関・関係部署で連携し、障がい者・高齢者も利用しやすい交通システムについて検討していく。
	(2) 交通手段について先進事例の研究		3		
	(3) 公共交通機関等の割引についての周知、理解促進		3		
	(4) 移動に関する支援の充実強化		2		
2. 移動に関する助成事業の推進	(1) 自動車運転免許取得や自動車改造に要する経費の助成	20	3	各事業について、手帳取得時の周知をはじめ、事業該当対象者への通知や、個別相談時に周知を図っている。	引き続き、支援及び助成を実施していく。
	(2) 特定疾患等患者の通院費補助		3		
	(3) 障がい児施設への通園費用補助		3		
	(4) 福祉タクシーの運賃の助成		3		
	(5) 補助犬の飼育費用の助成、理解促進		3		
	(6) タクシー券助成制度		3		
1章3節 生活安定支援施策の充実					
1. 給付事業・助成事業の推進	(1) 障害年金制度の周知・啓発	22	3	各種給付・助成事業について、福祉のしおりやパンフレット、ホームページ等を活用して広く周知を行うとともに、個別のケースに応じて情報提供等を実施している。	各種要件を満たしている方に漏れなく最新情報を提供できるよう、福祉のしおりやパンフレット、ホームページ等を更新し、今後も周知に努める。
	(2) 各種福祉手当の周知及び給付		3		
	(3) 重度障がい者(児)の医療費自己負担分の助成		3		
	(4) 市営住宅の入居時の家賃の減免や優先入居、単身入居等の措置		3		
	(5) 心身障害者扶養共済制度の周知、加入促進、助成		3		
	(6) 各種制度やサービスについての周知		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
1章4節 雇用と就労支援の強化					
1. 就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発	(1) 就労相談体制の充実、就労希望者への支援、企業の啓発	24	2	障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぼ東御等の関係機関と連携や情報共有を行っている。また、圏域で企業に対して研修を開催し、障がい者への理解を促す取り組みを行うとともに、就労系福祉サービス事業所の職員に対し、情報共有シートの普及に向けての研修を開催している。	障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぼ東御、市の商工観光課等の関係機関・関係部署と連携を図っていく。また、圏域において、より多くの企業等が参加しやすい研修会を実施するとともに、企業等から障がい者雇用について好事例の収集及び発信を行い、障がい者雇用の拡大を図っていく。
2. 一般就労の促進と定着支援	(1) 就労移行支援事業に関する情報提供、事業所の確保	25	2	障がい者に対し一般就労に必要な知識や能力向上のための訓練を実施する福祉サービスについての情報提供を行うとともに、関係機関と連携を図り、一般就労への促進に努め、令和4年度は障がい福祉サービスを利用していた3名が就労につながった。また、就労の継続及び定着支援については、市外の就労定着支援事業所や障がい者就業・生活支援センターを活用することが多く、ジョブコーチの活用は低迷している状況である。	引き続き、関係機関と連携をしながら、一般就労の促進に努める。また、市内に就労定着支援事業所が設置されるよう、支援会議等を活用し事業所への働きかけを行っていく。
	(2) 就労に関する関係機関への取次ぎ		3		
	(3) 多様な勤務形態の普及や適切な就労の場の確保		3		
	(4) ジョブコーチの活用		2		
	(5) 就労定着支援の周知及び利用促進		3		
3. 福祉的就労の充実	(1) 働く場の提供、訓練、情報提供の充実	25	3	市内には、就労継続支援A型事業所が2か所、B型事業所が7か所あり、見学や体験を通して、本人のニーズや希望に応じた事業所につなげることができるよう取り組んでいる。また、就労につなげる前段階として、地域活動支援センターの利用や、まいさぼ東御とも連携し就労準備支援事業等の利用についても情報提供を行い、利用につなげる取り組みを行っている。	引き続き、関係機関と連携しながら、個別に合わせた情報を提供していく。また、庁内でも障害者優先調達推進法に基づく優先調達を継続することで工賃水準の底上げに努めるとともに、支援会議等を活用して事業の拡充に向けた働きかけを行っていく。
	(2) 就労継続支援事業所等の基盤整備		3		
	(3) 作業工賃水準の底上げへの取り組み		3		
	(4) 地域活動支援センターの周知と事業の拡充		2		
2章1節 障がいへの理解と権利擁護の推進					
1. 相互理解の推進	(1) 教育現場での福祉教育の充実や障がいの理解を深める取り組み	28	3	社会福祉協議会、教育委員会等の関係機関・関係部署と連携し、教育現場での障がい理解を深めている。また、令和4年度はハートをつなぐ障がいセミナーにて障がい者差別の解消と合理的配慮についての講演を開催し、市民及び市内企業の参加があった。	相互理解を深めるためには実際に交流する機会が重要であるため、市内各事業所と連携し、地域住民と障がい者との協働の機会を設けていく。また、相互理解の推進を図るため市民向けのセミナー、研修会等の啓発を継続していく。(令和5年度のセミナーは東御市陽だまりの会と共催で10月24日に開催予定)
	(2) 各関係機関と連携し、職場での障がい者理解の促進		3		
	(3) 障がい者と地域住民との交流支援		2		
	(4) 障がいに対する各強化月間等における啓発活動		2		
	(5) ボランティア活動を通じた理解促進		2		
	(6) ハートをつなぐ障がいセミナーや研修会、勉強会の開催		3		
2. 虐待防止の推進	(1) 虐待等防止総合対策推進協議会、障がい者虐待の防止	28	3	虐待等防止総合対策推進協議会において、市内での虐待の状態や傾向などを把握し対策を検討している。再発防止の観点から早期発見、早期対応に努めている。また、広報等で周知・啓発を実施している。令和4年度の個別の案件については、基幹相談支援センターや県と連携して対応した。	引き続き、虐待の防止と早期発見、早期対応及び周知・啓発に努める。
	(2) 虐待防止・早期発見の普及啓発、各関係機関との連携		3		
	(3) 虐待防止に関する周知・啓発		3		
3. 障がい者差別解消の推進	(1) 障害者差別解消法についての周知・啓発活動	28	2	令和4年度は公共施設の障がい者利用について、差別的な案件の相談があったため、関係機関・関係部署と連携し、個々に対応を行った。	障害者差別解消法や障がい者への理解の促進を図るため、セミナー等を通じて引き続き周知・啓発を行っていく。
	(2) 障害者差別解消法に基づいた、事業所に対する取り組み		2		
4. 意思決定支援・成年後見制度の推進	(1) 成年後見制度の普及啓発、利用促進	28	2	上小圏域成年後見支援センターや関係機関との連携を図り、成年後見制度の普及啓発に向けて、講演会や相談会を実施しているが、参加者が少ない状況である。選挙時は投票所の環境整備を行うとともに、状況に応じて個別に対応しており、また、サービス利用等に関しては支援会議等で障がい者本人の意向を確認し、意思決定支援を進めている。	今後も上小圏域成年後見支援センターや関係機関との連携を図り、成年後見制度の更なる普及啓発と利用促進に努める。また、意思決定支援を更に充足させるため、支援者への啓発活動を継続していく。
	(2) 選挙等に関する権利行使の支援、体制づくり		3		
	(3) 障がい者一人一人の意思決定支援		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
2章2節 コミュニケーション支援の充実					
1. コミュニケーション施策の推進	(1) 手話通訳者の福祉課への配置	30	3	手話通訳者の派遣や広報等の点訳・音訳、日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)給付事業、手話通訳者養成講座等を実施している。 令和3年度から遠隔手話通訳システムを活用した意思疎通支援事業を行っている。遠隔手話通訳システムの利用紹介や情報提供を行っているが、利用の希望はない。	引き続き、遠隔手話通訳の利用方法や情報提供等の周知に努める。 今後も必要な方への情報提供を通じ、支援を推進していく。
	(2) コミュニケーション支援事業		3		
	(3) 手話奉仕員の養成		3		
	(4) 点字・音訳による情報提供		3		
	(5) 点訳・朗読奉仕員の人材養成		3		
	(6) 日常生活用具給付事業の普及		3		
2章3節 余暇活動の充実					
1. スポーツ・文化芸術活動の推進	(1) 身体教育医学研究所と連携	32	3	身体教育医学研究所が事務局を務める「みんなの健康×スポーツ」実行委員会で連携しながらユニバーサルスポーツの普及を図っている。 県障がい者スポーツ大会ではコロナウイルス感染症予防のため市内から出場選手の多かったマレットゴルフが中止となり、出場者はいなかった。また、令和4年度上小・県障がい者スポーツ大会はコロナウイルス感染症流行により結果として中止となった。 文化芸術活動については、障がい者団体や障がい者施設へ文化芸術祭等の情報発信をした。その他の文化芸術活動にはポスター掲示等を行っている。	令和5年度上小地区障がい者スポーツ大会は4年ぶりに開催されることになり、障がい者団体や障がい者施設へ情報発信を行った。東御市から4名参加予定であったが前日の大雨により大会中止となった。また、県障がい者スポーツ大会も4年ぶりの開催が予定されており、市報にて情報発信を行った。東御市から1名参加される予定であり、競技結果によっては全国大会への参加も希望されている。 上小地区障がい者スポーツ大会では、今後も当事者や関係団体などの意見を踏まえた開催や大会内容になるように努める。今後も大会等の情報発信を継続していく。
	(2) スポーツ・レクリエーションによる交流や社会参加		2		
	(3) 全国障害者スポーツ大会等への選手の派遣、開催に対する支援		2		
	(4) 移動支援事業等、余暇活動の機会の提供		3		
	(5) 創作活動等の発表の場と文化芸術の鑑賞機会の支援		3		
	(6) 自主的な文化芸術活動の振興支援		3		
2. 交流・ふれあい事業の推進	(1) 希望の旅事業	33	3	重度心身障がい者希望の旅補助事業や親の会・家族会の活動を支援し、当事者や家族同士の交流を推進している。	事業等を継続し、当事者や家族同士の交流が図れるように支援していく。
	(2) 市内の各種イベント及びスポーツ大会などへの参加促進		3		
	(3) 長野県内各協会における交流会やイベント等の活動への参加促進		3		
	(4) 障がい者の当事者会、親の会、家族会の活動支援		3		
3章1節 療育体制の充実					
1. 地域療育システムの充実	(1) 各課連携の療育システムの構築	35	3	令和4年4月より、子どもサポートセンターが開設され、障がいの有無にかかわらず、0歳～18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、子育てに対する不安や悩み、家庭内の問題など、あらゆる悩み事について、関係機関と連携を図りながら、保健・福祉・子育て・教育が一体となって、継続的で切れ目のない支援に取り組みを行った。 ・定例カンファレンス(毎週火曜日) ・子どもサポートセンター運営委員会幹事会(月1回) ・子どもサポートセンター運営委員会(隔月1回)	引き続き定例会等を通じ、課題共有と解決策について検討しつつ、保健・福祉・子育て・教育の“縦割り”を廃して分野横断的な「専門家支援チーム」により、個別支援の充実を図っていく。また、市民病院発達外来と福祉事業所を中心とした医療・福祉機関との連携を深めていく。
	(2) 庁内相談員連携と相談の充実		3		
	(3) 外部連携と専門相談の充実		3		
	(4) 運動発達支援		3		
	(5) 専門療育の整備		3		
	(6) 福祉サービスの充実と子育て支援施策の受け入れ促進		3		
	(7) 加配保育士配置と個別支援の充実		3		
	(8) 医療機関との連携		3		
2. 一人ひとりに応じた教育の推進	(1) 通常学級と特別支援学級の充実	35	3	特別支援教育支援員を配置し、特別支援学級と原学級とが交流しやすくなるよう配慮した。教職員とともにチームで支援に当たるシステムに移行することで、成果を上げられるようになってきた。 発達障害の診断がある児童生徒、およびWisc検査を要請するすべての児童生徒について、個別の教育支援計画の提出を求めるとともに、個別の指導計画についても各校で作成するよう指示をしている。特別支援教育コーディネーターのスキルアップ研修を行った。 LD等通級指導教室の担当者がMIMの活用や各校の研修会で講師を務めるなど、通級指導教室の役割を果たしてきている。SSTについては、通級指導教室利用者を中心に、和以小でグループSSTを年間10回行った。 各教職員を対象に「ハラスメント教育講演会」を開催し、講師	特別な配慮を要する子どもが増えてきているため、特別支援教育支援員の効率的な活用について工夫していく。 特別支援教育コーディネーター連絡会で呼びかけ、支援会議に個別の教育支援計画を活用できるよう配慮していく。 SSTの実施に合わせ、保護者対象のペアレントトレーニングを実施し、相乗効果を狙う。 「インクルーシブ教育講演会」では、小中高の通級指導教室担当者を講師に、小中高での継続した支援のあり方について提言していただく。
	(2) 特別支援コーディネーターの強化と個別の指導計画・教育支援計画の活用		2		
	(3) LD等通級指導教室の活用とSST		3		

1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・実施

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
	(4) インクルーシブ教育と研修		3	主教職員を対象に「インクルーシブ教育講演会」を開催し、学校職員会会員の優れた実践を学び合った。 ※MIM: アセスメントと指導を繰り返しながら読みやすさを育むための指導・支援モデル	してはいる。

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
3. 副次的な学籍の更なる推進	(1) 副次的な学籍の推進	35	3	特別支援学校に通う全ての児童生徒が、市内の小中学校に副学籍を置いている。副学籍の趣旨がわかる資料を作成し、「副学籍」に関する希望調査とともに配付した。結果として、連絡がスムーズになり、交流に対する保護者の意向も掌握することができた。	引き続き保護者の意向と学校の調整がスムーズにいくよう配慮し、地域校との交流を促進していく。
4. 家族支援	(1) 相談窓口の明確化と丁寧な相談	36	3	子どもの相談窓口については、子どもサポートセンター開設により一本化された。支援の必要な家庭等に対しては、10月より子育て世帯訪問支援事業を創設し、アウトリーチを実践した。ペアレントトレーニングは、サポートセンター職員による個別・集団の形式で23名の保護者に対して実施した。親の会については、2回開催する中で今後の会の在り方を検討した。	子育て世帯訪問支援事業の委託事業者の拡充を図り、より幅広く支援の必要な家庭に行き届く育児支援や家事支援、登園・登校支援を提供する。また、10月よりペアレント・トレーニングを事業化し、保育園児と小学生の保護者を対象に各全8回で展開しながら、保護者と子どものより良い関係づくりを行っていく。親の会については、子育て支援の一環として障がいの有無を問わない形で参加を募り、今年度全3回の実施を予定している。
	(2) ペアレントトレーニング等による支援		3		
	(3) 子育ての負担軽減と養育環境の安定		3		
	(4) 親の会等の支援		3		
3章2節 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化					
1. 早期発見・早期支援の充実	(1) 乳幼児健康診査、5歳児発達相談会の充実	38	3	乳幼児健康診査や5歳児発達相談会において、発達状況の確認や子育て相談に応じる中で早期発見に努めつつ、適切な専門相談や療育支援につなげている。	今後もより丁寧な聞き取りと相談に努め、健診でのフォロー体制の強化を行い、さらなる早期発見・早期療育支援につなげていく。令和5年度より専門医師による「発達相談」を健康保健課から子どもサポートセンターが担うことで、関係機関との調整がしやすくなっている。
	(2) 乳幼児家庭訪問による相談の充実		3		
	(3) 育児相談等各種相談の充実		3		
2. 切れ目のない支援の推進	(1) 保育、教育、労働、保健、福祉の連携による安定した支援環境	38	3	子どもサポートセンターが早期に関わり、支援が途切れることのないよう、子どもと家庭を支える伴走支援体制を築いた。サポートブックについては必要な保護者に利用を勧奨した。義務教育終了後の支援の必要な児童については、地域の学習支援事業者等と連携しながら支えている。	子どもサポートセンターの専門職の増員により、早期に支援を開始することにより、支援ニーズに的確に把握し対応していきつつ、切れ目のない支援を継続していく。
	(2) 個別支援計画等の支援情報の適切な引継ぎ		3		
	(3) サポートブックの周知と作成推進		3		
	(4) 義務教育終了後の支援		3		
3章3節 多様な障がいへの支援					
1. 発達障がい等に対する支援の充実	(1) 発達障がいの支援	39	3	発達障がいについては、関係機関と連携を取りながら、個々に応じた支援が提供されるよう努めている。強度行動障がいについては、より専門的な対応方法について学ぶ研修会を実施した。高次脳機能障がいについては、相談から適切なサービスにつなげている。重症心身障がいについては、全数把握し相談に応じている。	引き続き、関係機関との連携強化と適切な相談に努める。強度行動障がいについては、圏域課題として具体的な支援方法等について検討しつつ、支援者の質の向上も図っていく。特に医療・福祉機関との連携を重点的に実施し、児と家族の支援を包括的に実施していく。
	(2) 強度行動障がいの支援		3		
	(3) 高次脳機能障がいの支援		3		
	(4) 重症心身障がいの支援		3		
2. 医療的ケア児の支援体制の充実	(1) 包括的支援チームづくり	39	3	令和4年度に開所した上小圏域4市町村共同設置の児童発達支援・放課後等児童デイサービス事業所に、市内の医療的ケア児1名がつながり、療育及び保護者の負担軽減等の場となった。	圏域及び市の協議会で現状確認を行い、課題等の共有と検討を行っていく。また、退院時の地域移行について病院等と連携し、必要な資源と結びつけながら家庭養育を支えていく。
	(2) 多職種連携		3		
	(3) サービスの確保		3		
	(4) 実態把握と課題及び情報共有		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
3章4節 地域生活への移行支援					
1. 地域移行の推進	(1) 地域移行支援の充実	41	3	入院している障がい者に、面会や会議等を行い、医療機関と連携しながら退院時の支援体制の構築を図っている。施設入所者の地域移行は、平成28年度は1名、平成29年度以降は地域移行者は0名である。地域移行支援や地域定着支援を行う、指定一般相談支援事業所は市内に1か所あり、精神科病院に入院している方等へ必要に応じサービスの周知を図っている。	施設や地域での生活等のニーズ把握をすすめ、関係機関と意見交換等を通じて質の高いサービスを提供できるよう努める。また、一般相談支援事業所の整備促進については、事業所へ情報提供し、働きかけを行っていく。
	(2) 指定一般相談支援事業所の整備促進		2		
	(3) 医療的支援体制の構築		3		
	(4) 講演会や学習会など、啓発活動の実施		3		
2. 住まいの場の確保	(1) グループホームの整備促進	42	2	障がい者の地域における住まいの場であるグループホームは、市内に4か所あるが、重度の障がい者が入居できるグループホームが少なく、地域移行が困難である。公営住宅を希望する障がい者には、優先入居制度等の紹介を行っている。	関係機関と情報共有や意見交換を行い、グループホームの整備に向けた取り組みの実施に努める。
	(2) 地域生活における不安解消のため、入所体験等の利用促進		3		
	(3) グループホームの家賃の補助		3		
	(4) 公営住宅入居に関する制度(減免制度、優先入居制度)の周知		3		
	(5) 長野県あんしん創造ねっと入居保証事業の周知・利用促進		3		
3章5節 地域包括ケアシステムの充実					
1. 包括的な支援体制の整備	(1) 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行援助	44	3	東御市民間介護・福祉事業所連絡会で、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズに移行ができるよう、それぞれのサービス内容に関する情報交換や移行時の問題点について意見交換を行い、スムーズな移行できるように努めている。	事業所に対して体験事業の周知を行い、体験の受け入れ事業所の増加に努める。成人版サポートブックの作成については、すでに作成している県外市や団体のサポートブックの内容を研究した。今後は児童版サポートブックを作成した時のように、家族が伝えたいことを中心とした内容とするため、ご提案いただいた手をつなぐ育成会を中心に障がい者団体の方々と内容等を検討する必要がある。
	(2) 成人版のサポートブックの作成を支援		2		
	(3) 障がい者の意思決定の支援、相談支援体制の一元化		2		
	(4) 障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた体制づくり		2		
	(5) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築		2		
2. 地域生活を支えるサービス等の充実	(1) 居宅サービスの質的、量的確保と体制整備	45	2	令和4年8月からは社会福祉法人みまき福祉会と特定非営利活動法人笑明日が地域生活支援拠点となり、緊急時のコーディネート機能の充実につながった。緊急ショートを受け入れ・対応は上小圏域6施設の輪番により実施している。緊急時の対応体制は整っているが、東御市内に(障がい単独で)短期入所を行っている事業所がなく、市内で短期入所を利用したいという要望に沿うことができていない。また、夜間を含む緊急時対応については、個別のケースに応じて各種事業の周知を図っている。	障がい者に対する短期入所サービス提供事業所の設置・増強について、東御市民間介護・福祉事業所連絡会等において事業所に対して今後も働きかけを行っていく。今後も各サービスについて必要な方への周知を推進していく。
	(2) 地域活動支援センター事業の充実		2		
	(3) 地域定着支援の周知・利用促進		3		
	(4) 自立生活援助について周知・利用促進		3		
	(5) 緊急時対応のための相談体制等の充実、実態の検証、検討		3		
4章1節 福祉のまちづくりの推進					
1. 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりを推進し、地域で支えあう体制を整備	48	2	障がい者に配慮したまちづくり推進のため、市民に対する普及啓発の機会を持つとともに、「ヘルプマーク」や「信州パーキング・パーミット制度」の普及・啓発を実施している。また民生児童委員との連携を図っている。必要な際には利用できるサービスなどを個別に情報提供している。	令和5年度も引き続き、ハートをつなぐ障がいセミナーを実施し、市民への啓発の機会を持つ予定である。引き続き普及・啓発活動を実施していく。
	(2) 事業者や市民に対し障がい者への合理的配慮の普及啓発を図る		2		
	(3) 地域の団体や当事者の方に対する情報提供等の支援		3		
	(4) 目に見えない障がいをお持ちの方にも配慮ができるまちづくり		3		
	(5) 地域福祉計画に基づく、地域住民による相互支援の推進		2		
	(6) 民生児童委員との連携		3		

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
2. ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動やボランティア人材育成等により理解を深める	49	2	ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会の活動支援を通し、活動に必要な情報提供に努めている。人材育成に関しては手話奉仕員養成講座のほか、社会福祉協議会において音訳・点訳奉仕員養成講座を継続して行っている。	社会福祉協議会との連携を継続しながら、今後もボランティアの人材確保や活動支援を実施していく。
	(2) 社会福祉協議会の活動を支援、周知		3		
	(3) 障がい者を支えるボランティア活動に対する情報提供等の支援		3		
	(4) ボランティア養成講座や学習会の開催		3		
	(5) 福祉の森ふれあいフェスティバル等の活動を支援		3		
3. 福祉人材の養成確保	(1) 社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等の有資格者の確保	49	3	社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等が庁内に在籍し、必要時に専門的な支援ができるよう努めている。民生児童委員への情報提供や研修の機会の確保等、随時実施している。	引き続き、人材の確保に努めるとともに、民生児童委員との連携体制も維持していく。
	(2) 民生児童委員と連携し、研修・情報提供などにより連携体制を維持		3		
4章2節 生活環境基盤整備の推進					
1. 公共施設等の整備	(1) 公共施設等の障がい者に配慮した整備	51	2	既存施設については案内表示等を随時更新している。現在市営住宅では、車いす利用者に配慮した居室が整備されている。	車いす利用者に限らず、障がい者に配慮した公共施設等の整備を関係機関、関係部署と連携し進めていく。県営住宅の視覚障がい者用居室について空き情報などが入った際には個々のケースに応じた紹介を継続していく。
	(2) 市営住宅の建設や改修整備におけるバリアフリー化		3		
2. 住環境の整備	(1) 障がい者の居住環境を改善のための支援	51	3	令和4年度に利用相談が1件あったが利用にはつながっていない。65歳以上の障がい者からの相談が多く、高齢者にやさしい住宅改良事業や介護保険サービスへ相談をつなげている。令和4年度はハートをつなぐ障がいセミナーにて障がい差別の解消と合理的配慮についての講演を開催し、市民及び市内企業の参加があった。	引き続き、助成を実施していく。今後も民間事業者へ研修等の案内をすることを通して、障がいへの理解を促進していく。
	(2) 民間施設の障がい者の利用に配慮した整備の促進、啓発等		3		
3. 道路環境の整備	(1) 道路環境整備の充実	51	2	要望が出た際に点字ブロック、街灯、音響信号、段差解消等の整備については関係機関と連携を図りながら整備を進めている。また、道路の安全のために巡回パトロールを関係部署で実施している。	引き続き、関係機関、関係部署と連携を図りながら整備に努める。
	(2) 幅の広い歩道の整備や歩道の段差切り下げ等の整備推進		2		
	(3) 道路パトロールの充実		2		
	(4) 見やすく分かりやすい道路標識や道路標示などの整備を推進		2		
4章3節 保健・医療サービスの充実					
1. 健康づくりの推進	(1) 各種検(健)診や健康相談の充実	53	3	特定健診をはじめ、各種がん検診や健康相談、重度障がい者(児)に対する訪問歯科検診等を実施し、健康の保持増進に努めている。	今後も必要に応じて継続的に相談や事業の活用ができるよう、体制を維持していく。
	(2) 健康づくり計画「健康とうみ21」の推進		3		
	(3) 障がい者とその家族に対する栄養指導		3		
	(4) 在宅重度心身障がい者(児)の方への訪問歯科健診の実施		3		
2. 社会的リハビリテーションの充実	(1) 長野県立総合リハビリテーションセンターの利用促進	53	3	障がいの特性、または利用者の生活目標に応じてリハビリテーションが受けられるよう、専門機関と連携し支援を行っている。また、障がい福祉サービスにより、地域生活や社会参加を支援している。	当事者のニーズに応じて情報提供を継続すると共に、関係機関との情報交換・意見交換等を通じて質の高いサービスが提供できるよう努める。
	(2) 精神障がい者の社会復帰促進のための支援の充実		3		
	(3) 社会的リハビリテーションを活用した、社会参加の促進		3		
3. 難病患者に対する支援の推進	(1) 関連機関の連携強化、相談支援の充実とサービスの提供	54	3	在宅重度障がい者及び難病患者への相談支援を行っているほか、特定疾患等通院費の助成を行っている。令和4年度は難病患者の日常生活用具給付等の実績はないが、個別相談時にサービスの周知に努めている。	引き続き、相談支援、通院費の助成を継続し、必要なサービスの提供に努める。また在宅生活を継続できるよう、日常生活用具給付等のサービスを周知していく。
	(2) 特定疾患等の患者が通院に要する交通費に対する助成		3		
4. 医療費の自己負担軽減	(1) 市の福祉医療制度の継続、周知	54	3	障がい者(児)の医療費自己負担額の軽減をする福祉医療制度・自立支援医療の提供を継続して行っている。制度利用については問い合わせも多く需要が高いことがわかる。	個別に合わせて制度を周知していく。また、市国保加入者の自己負担免除を継続していく。
	(2) 自立支援医療制度における市国保加入者の自己負担免除		3		